



2019年12月23日

各位

会社名 株式会社ボルテージ
代表者名 代表取締役会長兼社長 津谷 祐司
(コード番号：3639 東証第一部)
問合せ先 財務本部長 大島 小百合
(TEL. 03-5475-8193)

第三者割当により発行される第8回新株予約権の発行に関する払込完了のお知らせ

当社は、2019年12月5日開催の取締役会において決議いたしました、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)を割当先とする第三者割当により発行される第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本日、マイルストーン社からの払込みが完了いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2019年12月5日公表の「第三者割当により発行される第8回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2019年12月23日
(2) 新株予約権の総数	128個
(3) 発 行 価 額	総額3,200,000円(新株予約権1個につき25,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,280,000株(新株予約権1個につき10,000株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は320円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,280,000株です。
(5) 資金調達額	616,320,000円(差引手取概算額:608,320,000円) (内訳)新株予約権発行による調達額:3,200,000円 新株予約権行使による調達額:613,120,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 479円 当初行使価額は、2019年12月5日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回る場合は、修正後の行使価額は下限行使価額となります。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の

	<p>翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定される施行規則で定める有価証券（以下「CB等」という。）であって、施行規則で定める発行条件が付されたものには該当しません。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式</p>
(8) その他	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2019年12月5日）時点における当社発行済株式総数（5,233,675株）の10%（523,367株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p><本新株予約権の行使指示> 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京証券取引所市場第一部（以下、「東証一部」といいます。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（623円）を超過した場合、当社は、該当する5連続取引日の最終日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東証一部における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（719円）を超過した場合、当社は、該当する5連続取引日の最終日

の出来高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役会長兼社長である津谷祐司が締結した株式貸借契約の範囲内（200,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

以上